ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

改正　平成３１年３月２７日

（目 的）

第１条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、ドライバーの安全運転意識の高揚、交通事故の減少に効果があると思われるドライブレコーダー等の導入に対して助成金を交付する。

（対象機器）

第２条 助成の対象となるドライブレコーダー等安全機器（以下「機器」という。）は**、**公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定めた「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン規程」の要件を満足する機器、全ト協が機能に応じて「簡易型」、「標準型」、「運行管理連携型」、「スマートフォン活用型」として認めた次の各号に掲げる機器とする。

① 映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載機（以下「車載器」という。）と解析ソフト等事務所機器（以下「事務所機器」という。）とし片方のみの助成も可とする。

② 多機能情報端末を有する携帯電話等（以下「スマートフォン等」という。）に対応した前号の機能を有するアプリケーション。

２ 助成の対象となる車載器、事務所機器、アプリケーションは、別表のとおりとする。

　 ３ 機器の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

（助成対象）

第３条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、前条の対象の新品機器を現金もしくは割賦販売での購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）の、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

（装着対象車両）

第４条 車載器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

　（助成金の交付額）

1. 助成金の交付額は、次の各号のとおりとする。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

① 第２条第１項第１号の車載機の１機当たりの助成金の交付額は、導入費用の

２分の１で限度額を５０,０００円とし千円未満は切捨てとする。

　　　 ただし、国の補助金が交付された機器には、全ト協助成金は交付しない。

また、予算枠を超過した場合は、助成金は支払わないものとする。

② 第２条第１項第１号の事務所機器の１機当たりの助成金の交付額は、導入費用の２分の１で限度額を５０，０００円とし千円未満は切捨てとする。

２．ドライブレコーダー機器等で、後方視野確認支援装置に相当する機能を有する一体型の場合は、ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金と安全装置等導入助成金との両方の助成金を交付する。

ただし、一体型の判断は、全ト協の装置一覧のとおりとする。

この場合の本要綱による１機当たりの助成金の交付額は、導入費用の４分の

１とし、限度額は前第１項第１号および第２号のとおりとする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

また、国等の補助金および助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲と

する。

（助成の上限機数）

1. １会員事業者に対する助成機数は、その都度定める。

（交付申請）

第７条 会員事業者は、様式１の「ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

２ 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

（交付決定）

第８条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式２

「ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

２ 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告・助成金請求）

第９条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式３の「ドライブレコーダー等安全機器導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式４の「ドライブレコーダー等装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

２ 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

（助成金の交付）

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

（助成金の返還）

第11条　鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（装置の処分制限）

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第13条 助成金の交付を受ける事業者は、鳥ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒアリハット映像および事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

（その他必要な事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成１９年５月１１日より施行する。

平成２０年７月１０日 一部改正（平成２０年７月１０日施行）

第２条第１項・第２項、第５条

平成２２年７月７日 一部改正（平成２２年７月７日施行）

第５条第１項・第２項

平成２３年６月２１日 一部改正（平成２３年６月２１日施行）

第２条第１項第１号・第２号・第３項、第３条、第５条第１項第１号・第２号・

第３号、第９条

平成２４年６月２９日 一部改正（平成２４年６月２９日施行）

　第２条第１項・第２号・第２項、第３条、第５条第１項第１号・第２号・第３号、

第７条第１項、第９条第１項、第１０条、第１１条、第１２条

平成２５年５月１３日 一部改正（平成２５年５月１３日施行）

　第１条、第３条、第５条第１項第１号

平成２６年３月１８日 一部改正（平成２６年４月１日施行）

　第５条第２項

平成２９年３月２２日 一部改正（平成２９年４月１日施行）

　第２条、第５条第１項・第３項、第９条、第１１条、第１２条

平成３０年３月２３日 一部改正（平成３０年４月１日施行）

　第１３条、第１４条

平成３１年３月２７日 一部改正（平成３１年４月１日施行）

　第５条、第１０条、第１４条